

○学校教育法施行規則

(昭和二十二年五月二十三日)
文部省令第十一号

学校教育法施行規則

第一章 総則

第二節 校長及び教頭の資格

(昭二九文令二九・全改、昭三一文
令二二・昭四九文令三八・改称)

第八条 校長(学長及び高等専門学校の校長を除く。)の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)による教諭の専修免許状又は一種免許状(高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状)を有し、かつ、次に掲げる職(以下「教育に関する職」という。)に五年以上あつたこと

イ 学校教育法第一条に規定する学校及び同法第八十二条の二に規定する専修学校の校長の職

ロ 学校教育法第一条に規定する学校の教授、助教授、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る。)及び同法第八十二条の二に規定する専修学校の教員(以下本条中「教員一という。')の職

ハ 学校教育法第一条に規定する学校の事務職員(単純な労務に雇用される者を除く。本条中以下同じ。)、実習助手、寄宿舎指導員及び学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の三に規定する職員をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。)の職

ニ 学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)第一条の規定による教員養成諸学校の長の職

ホ ニに掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職

ヘ 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設(以下「在外教育施設」という。)で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおけるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職

ト ヘに規定する職のほか、外国の学校におけるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職

チ 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)による少年院又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による児童自立支援施設(児童福祉法等の一部を改正する法律(平成九年法律第七十四号)附則第七条第一項の規定により証明書を発行することができ

るので、同条第二項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。)において教育を担当する者の職

リ イからチまでに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育事務又は教育を担当する国家公務員又は地方公務員(単純な労務に雇用される者を除く。)の職

ヌ 外国の官公庁におけるリに準ずる者の職

二 教育に関する職に十年以上あつたこと

第九条の二 国立若しくは公立の学校の校長の任命権者又は私立学校の設置者は、学校の運営上特に必要がある場合には、前二条に規定するもののほか、

第八条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を校長として任命し又は採用することができ

る。

第十条 第八条の規定は、教頭の資格について準用する。

第二章 小学校

第一節 設備編制

第二十二條の三 小学校には、教務主任及び学年主任を置くものとする。ただし、特別の事情のあるときは、教務主任又は学年主任を置かないことができる。

② 教務主任及び学年主任は、教諭をもつて、これに充てる。

③ 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

④ 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(昭五〇文令四一・追加)

第二十二條の四 小学校においては、保健主事を置くものとする。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

② 保健主事は、教諭又は養護教諭をもつて、これに充てる。

③ 保健主事は、校長の監督を受け、小学校における保健に関する事項の管理に当る。

(昭三三文令一八・追加、昭三七文

令二八・一部改正、昭五〇文令四一

・旧第二十二條の三繰下、平七文令

四・一部改正)

第二十二條の五 小学校には、事務主任

を置くことができる。

② 事務主任は、事務職員をもつて、これに充てる。

③ 事務主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

(昭五〇文令四一・追加)

第二十二條の六 小学校においては、前三條に規定する教務主任、学年主任、保健主事及び事務主任のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

第二十三條の二 小学校には、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

2 職員会議は、校長が主宰する。

第三章 中学校

第五十二條の二 中学校には、生徒指導主事を置くものとする。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

② 生徒指導主事は、教諭をもつて、これに充てる。

③ 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(昭五〇文令四一・追加)

第五十二條の三 中学校には、進路指導主事を置くものとする。

② 進路指導主事は、教諭をもつて、これにあてる。校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第四章 高等学校

第一節 設備、編制、学科及び教科

第五十六条の二 二以上の学科を置く高等学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置き、農業に関する専門教育を主とする学科を置く高等学校には、農場長を置くものとする。ただし、特別の事情のあるときは、学科主任又は農場長を置かないことができる。

- ② 学科主任及び農場長は、教諭をもつて、これに充てる。
- ③ 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- ④ 農場長は、校長の監督を受け、農業に関する実習地及び実習施設の運営に関する事項をつかさどる。

(昭五〇文令四一・追加)

第五十六条の三 高等学校には、事務長を置くものとする。

- ② 事務長は、事務職員をもつて、これに充てる。
- ③ 事務長は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

第六章 特殊教育

第七十三条の四 寄宿舎を設ける盲学校、聾学校及び養護学校には、寮務主任及び舎監を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、寮務主任を置かないことができる。

- ② 寮務主任及び舎監は、教諭をもつて、これに充てる。
- ③ 寮務主任は、校長の監督を受け、寮務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- ④ 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童等の教育に当たる。

(昭五〇文令四一・全改)

第七十三条の五 盲学校、聾学校及び養護学校には、各部に主事を置くことができる。

- ② 主事は、その部に属する教諭をもつて、これに充てる。校長の監督を受け、部に関する校務を掌る。